

【論文】

ポーランド共和国におけるマイノリティ言語の記述と規範 —カシューブ語、シロンスク方言、レムコ語を考察する—

貞包 和寛

[Streszczenie]

Sytuacja językowa w Rzeczypospolitej Polskiej

(w szczególności o języku kaszubskim, gwarze śląskiej, wariantcie łemkowskim języka rusińskiego)

SADAKANE Kazuhiro

W artykule skupiono się na dwóch tematach:

1. opisie sytuacji językowej w Polsce,
2. przedstawieniu historii językoznawczych opisów języków mniejszości.

Sytuacja językowa w dzisiejszej Polsce nie jest monolitem, jak się często przyjmuje, ponieważ istnieją dialekty polskie, języki mniejszości etnicznych albo narodowych. Poza tym musimy zwrócić uwagę w Ustawę o mniejszościach narodowych i etnicznych oraz o języku regionalnym (dalej Ustawa...), w której zdefiniowano, co to jest mniejszość. Autor opisuje sytuacje:

1. języka kaszubskiego koło Gdańska, który na mocy Ustawy... jest uznany za jedyny aktualnie język regionalny
2. gwary śląskiej, która w tradycji polskiej lingwistyki, jak również w Ustawie..., uznana jest za dialekt języka polskiego, mimo domagania się autonomii przez organizację Ślązaków,
3. łemkowskiego wariantu języka rusińskiego, który w Polsce oficjalnie nazywany jest językiem łemkowskim.

Różnice terminologiczne (tnz. język/gwara/wariant) omówione będą w tekście głównym. Te trzy języki są interesujące dla językoznawcy z socjolingwistycznego punktu widzenia i w analizie, której dokonuje autor, zostaną przedstawione najbardziej aktualne problemy językowe w Polsce.

キーワード : Poland, Silesian, Lemko, Cassubian, language minorities in Poland, language policy

0. 本論の目的

本論の目的は、主に以下の二つの部分から成る。

1. 現在のポーランド共和国内におけるポーランド語以外の言語、方言、言語的変種を概観し、ポーランドの言語状況を明らかにする。
2. その中でも特にカシューブ語、シロンスク方言、レムコ変種に注目し、これらの言語的体系がポーランドの言語学界でどのように記述されているかを明らかにする。

現在のポーランド共和国の言語状況は、一般に考えられている程単純ではない。というのも、標準ポーランド語の諸方言は元より、様々な国民的・民族的マイノリティの言語が混在しているからである。本報告ではその中でも、グダンスク近郊で言語圏を形成するカシューブ語、長らくポーランド語の一方言と見なされてきたシロンスク方言、ポーランド国内の東スラヴ語であるルシン語レムコ変種の三つを中心に概観する。これらの言語（方言、変種）は、音声・文法的諸特徴は元より、社会言語学的観点からも大変興味深い研究材料を提供している。従って、カシューブ語、シロンスク方言、レムコ変種をテーマとすれば、ポーランドの言語状況に関する最もアクチュアルな問題が明らかになるものと思われる。それに際して筆者が考察したいのは、言語記述そのものではなく、記述のスタンスである。所与の言語体系を「言語」として記述しても、「方言」あるいは「変種」として記述しても、観察される事象自体が異なる訳ではない。だからこそ、呼称の選択には研究者の記述のスタンスが暗黙のうちに現れるように思われる。

考察の対象として今ひとつ挙げておきたいのは、2005年にポーランド内務省が発表した『国民的・民族的マイノリティおよび地域言語に関する法規』（以下、『法規』と略）における、これら三つの言語体系の扱われ方である。上記三つの言語体系は、『法規』においてはいずれもその位置づけが異なる。筆者は、山本(2004)で用いられている考え方を利用して、このような現状を分析したいと考える。

1. ポーランド共和国の言語的多様性

現在のポーランド共和国の言語状況は、表1のようにまとめられるであろう。

表1：ポーランド国内において使用されている言語、方言の一覧¹

A	B	C
ポーランド語以外	ポーランド語と諸方言	議論の分かれる言語／方言
ベラルーシ語	標準ポーランド語（文語）	カシューブ語
チェコ語	マウオポルスカ方言	シロンスク方言
リトアニア語	ヴィエルコポルスカ方言	レムコ語（ルシン語）
ドイツ語	マゾフシェ方言	
ロシア語	*シロンスク方言	
アルメニア語		
スロヴァキア語		
ウクライナ語		
*レムコ変種（ルシン語）		
*カシューブ語		

Aに属するのは、レムコ変種とカシューブ語を除いて、ポーランド以外の国家で公用語としての地位を得ている言語である。言うなればその言語の「本国」があり、その国家においては最大の話者数を持つ言語であると言える。

Bに属するのは、標準ポーランド語（文語）およびその地域方言と見なされている言語体系である。ここに第二次世界大戦以前のポーランド領、すなわち現在のベラルーシ、ウクライナの一部で話されている「旧東部国境地帯のポーランド語」(pol. polszczyzna kresowa)を加えることも出来るかも知れないが、本稿では一先ず、最も古典的な5分類（カシューブ語を含めた場合は6分類）を採用することとしよう²。

Cに属するのは、AとBにおいて記号(*)を付したものである。これらの言語体系は、分類に関して議論の余地を残すものである。シロンスク方言とカシューブ語は、伝統的にはポーランド語の一方言と見なされてきたが、ポーランド語とは別個の言語であるという主張もあり、しばしば議論が分かれる。一方レムコ変種は、ポーランドの言語学界で長らく「ウクライナ語の方言」と見なされてきた言語体系であり、実際にウクライナ語とは多くの言語特徴を共有している。

系統を同じくする複数の言語体系を言語と方言に分かつ基準は、必ずしも明白ではない。というのも「言語」と「方言」という区別には、音や文法といった観察可能な特徴だけでなく、政治的状況や話者の言語意識も大きく関わるからである。この観点から見ると、Aに属する言語体系は、レムコ語とカシューブ語を除いて全て、ポーランド語から独立した一言語であると見なすことができる。また、Bに属する方言のうち、シロンスク方言を除く三つの方言は、ポーランド語の方言であると見なされる。というのも、これらの方言話者の大多数は、ポーランド語を話しているという意識を持っており、学術的にも一般的にも、それが自明のこととして捉えられるからである。

従って筆者は、表のCに属する言語に最も注目する。これら三つの言語体系は、国家と結びついた言語体系ではないが、話者の多くがBの方言話者とは異なる、独自の言語意識を持っている。すなわち、言語外現実と言語意識の間に何かしらの齟齬が生じている。

2. 2005年の『法規』について

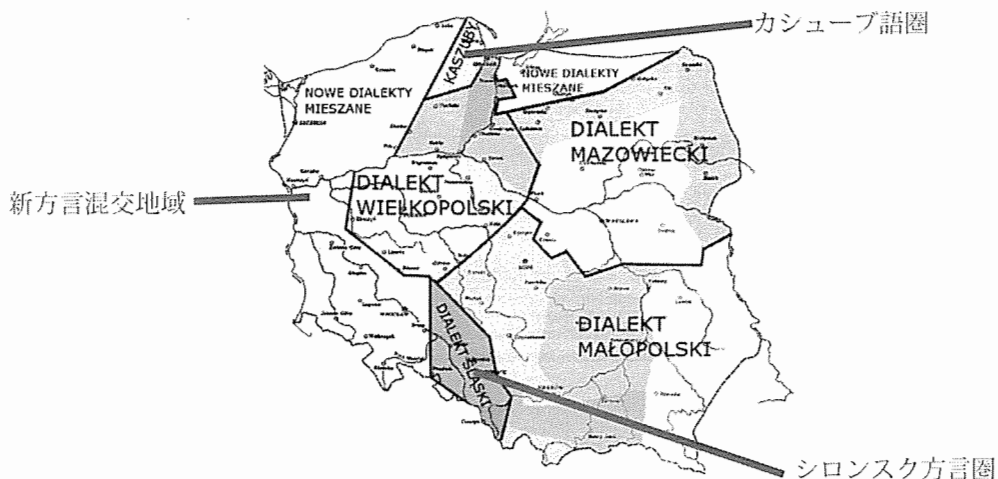
これら三つの言語体系を概観するに先立ち、前章でも述べた『法規』について簡潔に紹介したい。この文書は、ポーランド政府がマイノリティとその言語に関して、筆者の知る限りでは初めて明文化したものである。恐らくその背景には、1992年に欧州評議会で採択された『ヨーロッパ地域言語・少数言語憲章』(eng. European Charter for Regional or Minority Languages)の影響も考えられるであろう³。『法規』自体は、言語学的と言うよりは寧ろ政治的綱領の意味合いが強い。しかしながら、ポーランド語という「大言語」に隣接するマイノリティの言語がどのように位置づけられているかを知るための、一定の目安になるものと思われる。

本稿との関わりで言えば、『法規』が「民族的マイノリティ」の定義を述べた第2章と、「地域言語」の定義を述べた第4章が重要な意味を持つ。というのも、上で挙げたカシューブ語、シロンスク方言、レムコ変種は、『法規』における扱い方がいずれも異なるからである。それについては、各章で詳しく見ていくこととしよう。

3. ポーランド言語地図

本稿で分析する三つの言語的体系の地理的位置を概観するとしよう。

【ポーランド方言地図】



レムコ語の言語圏に関しては、歴史的事情から、単純に地図上に示すことができない。これについては第6章で詳述する。

4. カシューブ語

カシューブ語は、現在のポーランド共和国のグダンスクの北東部で主に用いられている⁴。共時的観点から見ると、カシューブ語とポーランド語は相当に異なる言語体系を有する。例えば、ポーランド語においては子音の硬軟の対立が大きな機能負担を担っているが、カシューブ語は歯茎鼻音 [n] - [n'] の対立を除いて、このような硬軟の対立を失っている。しかしながら比較言語学的根拠から考えると、両言語は共に西スラヴ語群の下位グループ「レフ方言」を成す⁵。

この言語体系を一つの言語として見なすか、ポーランド語の一方言として捉えるかは相当に議論の分かれるところである。Duda (2006) に拠ると、ポーランドで出版された文献はカシューブ語を「方言」として捉える傾向があり、ポーランド国外で出版された文献は「言語」として捉える傾向があると言う⁶。現に、ポーランドで出版された Przybylska (2003) の著作は、ポーランド語の一方言として「カシューブ方言」(pol. dialekt kaszubski) と記述している⁷。その一方で、The Slavonic Languages の第12章“Polish”ではカシューブ語を一方言として扱っている一方で、同書は第13章を“Cassubian”として独立させている。

『法規』は、ポーランド共和国の唯一の「地域言語」(pol. język regionalny) として、カシューブ語を認めている。地域言語の定義は、『法規』では以下のように成されている。

1. ポーランド国家において、相対的に少数の民族グループを形成する国民により、特定の地域で伝統的に用いられている言語
2. 国家の公用語とは異なる言語。ただし、方言や移民の言語は含まない⁸

ポーランド共和国におけるマイノリティ言語の記述と規範（貞包和寛）

これまで伝統的に「方言」と記述されてきたカシューブ語が「言語」として記述される傾向は高まりつつある。

5. シロンスク方言

シロンスク方言は、ポーランドとチェコの国境沿いのシロンスク地域で用いられる。この地域の中心都市はカトヴィツェである。シロンスク方言は標準ポーランド語と比較して、以下の2点が特徴的である。

1. 標準ポーランド語の鼻母音 *ɛ* [ɛ] の位置で、より広い鼻母音 *a* [ɔ] に近い音が現れる。もしくは鼻音性を失い、*a* [a] として実現する（例：*idę - ida* 「私は行く」）⁹。
2. 動詞の過去時制における形態（L分詞形）で、一人称単数男性が主語のとき、語尾 *-ech* が現れる。また、一人称複数が主語のとき、語尾 *-chmy* が現れる（例：*robitem - robitech, robiliśmy - robilichmy*）¹⁰。

伝統的なポーランド語学は、シロンスク方言と標準ポーランド語の言語的な差異の大きさを認めながらも、同方言をポーランド語の一方言として扱ってきた¹¹。しかしながら近年、シロンスク独自のアイデンティティを主張する政治的活動の高まりに伴い、ポーランド語とは別に「シロンスク語」の存在を主張する動きが見られる¹²。このような活動は以前から存在していたようだが、活発化の要因としては前述の『法規』の存在が考えられる。というのも、『法規』においてシロンスク人ならびにシロンスク方言およびシロンスク人にかんする文言は、シロンスク人の期待に反して一切現れなかったからである。

しかし、ISO 639 がシロンスク方言の翻字規格を設定していること、アメリカ議会図書館が「シロンスク語」として登録を行っていることを根拠に、2007年にポーランド共和国下院にて、23名の議員が『法規』の改正を要求した¹³。具体的には、シロンスク方言をカシューブ語と同じく、地域言語として認めることを求める運動を行った。しかしながら筆者の見る限り、2013年現在、ポーランド政府は「シロンスク語」を認めたという報道などは成されていない¹⁴。

6. レムコ語

上記で述べたシロンスク方言やカシューブ語は、現代ポーランド語と相当に異なる特徴を持つとは言え、西スラヴ語群の連続体の中に位置する言語体系であった。しかしレムコ語の場合は、東スラヴ語群に属することが比較言語学的に証明されている。例えば、東スラヴ諸語を西・南のグループから区別する最も大きな特徴の一つである充母音 (*rus. полногласие*) が、レムコ語にも現れる¹⁵。

ポーランド語	東スラヴ諸語	例 (pol. – lem.)	意味
łó ¹⁶	olo	<i>stoma</i> – солома/soloma	麦わら
le	olo	<i>mleko</i> – молоко/moloko	牛乳
ro	oro	<i>krowa</i> – корова/korova	雌牛
rze ¹⁷	ere	<i>przed</i> – перед/pered	～の前で
rzo ¹⁸	ere	<i>brzoza</i> – береза/bereza	白樺

従ってレムコ語は、系統的には東スラヴ諸語に属することが証明されており、とりわけウクライナ語とは多くの言語特徴を共有する。研究者の立場によっては「ウクライナ語の方言である」と見なす見解もある¹⁹。「レムコ語は言語か、方言か」という問いに対して、筆者の見るところ、三つの見解がある²⁰。

1. 別個の言語

この見解は、レムコ人の出自を持つ文化人に多く見られる。学術的というよりむしろ、政治的主張という意味合いが強い。

2. ウクライナ語の方言

言語学の分野で長らく定説とされて来た見解。ポーランドやウクライナの言語研究者に多く見られる。

3. ルシン語の地域的変種

この見解に関しては、やや説明を要するだろう。この見解は上記二つと比べ、近年顕著になって来た見解である²¹。この見解は、ロシア語、ウクライナ語、ベラルーシ語と並び、ルシン語を東スラヴ諸語の一つに数える。そして、ルシン語を幾つかの地域的変種の集合体と考えるものである。具体的な分類は若干異なる部分があるが、三谷(2011)では次の四分類を採用している²²。

1. プレショウ変種 (スロヴァキア)
2. レムコ変種 (ポーランド)
3. ヴォイヴォディナ変種 (セルビア)
4. ザカルパチア変種 (ウクライナ)

これらを「方言」と呼ばずに「変種」と呼ぶ根拠については、ルシン語の言語規範が弱体であり、各ヴァリエントを統合する中心が存在しないことが要因であろう。ルシン語は、ポーランド語、チェコ語、スロヴェニア語などのような安定した言語規範を持たない。従って、「文章語 ⇄ 方言」という構造が非常に設定し難い言語であり、中心的ヴァリエントが存在しない以上、「方言」という用語を用いるのは誤解を招く恐れがある。

既出の『法規』では、ポーランド政府はレムコ人を、民族的マイノリティの一つと認めている。従ってレムコ語も、マイノリティ言語 (pol. język mniejszości) として扱われている訳だが、ここで注意すべきは、マイノリティ言語は地域言語とは異なるという点である。レムコ語は伝統的に、第二次世界大戦以前のポーランド共和国内の南東部で広く用いられていた。しかしながら、戦後に行われた国境線の再設定により、旧ポーランド領に居住していたウクライナ系住民 (レムコ人を含む) を、ウクライナ・ソヴィエトおよび旧ドイツ領 (いわゆる「回復領土」) へ移住させたため、この言語地域は著しく損なわれた²³。「回復領土」とは、第3章の地図中で「新種方言の混交地域」と記述されている部分と重なるのは、この地域が伝統的なポーランド語圏の外にある地域であり、戦後になって作為的にポーランド領とされたからである。

このような理由から、戦後のポーランド共和国内では、レムコ語は地域言語の地位を得る

ほどの規模を持っていないと言えるであろう。

7. まとめ

以上、カシューブ語、シロンスク方言、レムコ変種の言語的特徴について概観し、これらが『法規』においてどのように扱われているかをまとめた。考察の結果判明したことを以下に述べる。

1. 時代によって異なる言語記述のスタンス

カシューブ語とシロンスク方言は、ポーランドの言語学界で長らく「ポーランド語の一方言」として記述されてきた点で、境遇を同じくしている。しかしながら『法規』における両者の扱いは大きく異なる。先述のように、カシューブ語は「地域言語」としての地位を保証された一方で、シロンスク方言はその地位について一切言及されておらず、有り体に言えば無視されている。この要因については、結局は推測することしか出来ないが、あるいはタンボル(2011)で述べられているように、シロンスク民族籍を選択する人数があまりに多いということが挙げられるだろう²⁴。いずれにしても、カシューブ語が地域言語の地位を得るに至ったのは、「方言」から「言語」へと記述のスタンスが移行しつつあったことと決して無関係では無いと筆者は考えている。

レムコ変種に関して言えば、ポーランドやウクライナの言語学界で長らく「ウクライナ語の方言」とされてきたものであるが、先述の通り、近年の研究では「ルシン語の地域的変種」として記述されることが多くなってきた。筆者としては、ルシン語の不安定な言語規範と非中心的な性質を考慮すれば、この記述は最も誤解を招く恐れのないものであると考える。しかしながら『法規』においては、レムコ人という民族的マイノリティの言語としてのレムコ語を認めつつも、「ルシン人」あるいは「ルシン語」といった文言は現れない。この要因についても、今後の研究課題と言えるであろう。

2. 言語の「橋渡し」機能と「群れ」機能

山本(2004)では、言語の社会的機能として「橋渡し」と「群れ」という用語を用いている。前者は意思伝達のツールとしての言語機能を指す。例えば互いの言語を知らない日本語母語話者とポーランド語母語話者が英語で会話する場合、英語が「橋渡し」機能を発揮していると捉える。一方後者は、話者、地域、職業など、何らかのアイデンティティの拠り所としての言語機能を指す。つまり、出自や生活的背景、思想を共有する人間の「符牒」であり、言語の排他的な一面とも言えるであろう。あらゆる言語は、程度の差はあれ、いずれの機能も備えている。中でも興味深いのはエスペラント語であろう。周知のように、エスペラントは本来、出自や民族に捉われないコミュニケーションのための、純粋な「橋渡し」言語として考案された。しかし現在では、エスペラントの考え方を共有する人々の思想的紐帯、すなわち「群れ」言語としての機能がより濃くなっている。

この考え方を踏まえると、本稿で扱った三つの言語的体系—カシューブ語、シロンスク方言、レムコ変種—は、いずれもその話者らの民族的・地域的紐帯の役割を果たしているため、十分な「群れ」機能を備えてはいる。しかし「橋渡し」機能に関しては、果たして十

分に機能しているか、疑問の余地が残るであろう²⁵。というのも、民族的出自や言語的背景の異なる話者同士が、これらの言語を用いて意思疎通を図るケースは想定し難く、また、言語規範自体がそのような使用に耐えられるとは思われないからである。

問題は、社会的機能について疑問の余地の多いこの三つの言語体系が、『法規』においては異なる扱いを受けている点にある。まとめると以下のようになるであろう。

	話者	言語
カシューブ語	(言及無し)	地域言語
シロンスク方言	(言及無し)	(言及無し)
レムコ変種	民族的マイノリティ	マイノリティ言語

上で述べたように、カシューブ語、シロンスク方言、レムコ変種のいずれも、「橋渡し」機能の点ではそれ程高いレベルには無いと思われる。しかしながら『法規』における扱いがなぜこれ異なるのか、他のマイノリティ言語のケースも踏まえて検討していく必要があるだろう。

参考文献、資料

Duda H., 2006, *How Many Slavic Languages are Spoken in Poland?*『ロシア・東欧研究』第35号, ロシア・東欧学会

Encyklopedia języka polskiego, 1991, ed. by Urbańczyk S., Wrocław.

European Charter for Regional or Minority Languages (<http://conventions.coe.int/treaty/en/Treaties/Html/148.htm>, accessed: 2013/05/04).

Gwary polskie (<http://www.gwarypolskie.uw.edu.pl/>, accessed: 2013/04/27).

Majewicz A., Wicherkiewicz T., "Minority Rights Abuse in Communist Poland and Inherited Issues" in *Acta Slavica Iaponica* 16, pp. 54-73.

Przybylska R., 2003, *Wstęp do nauki o języku polskim*, Kraków.

Rieger J., 1995a, *Słownictwo i nazewnictwo lemkowski*, Warszawa.

Rieger J., 1995b, *The Lemkos (Rusyns) in Poland in Language, Minority, Migration*, ed. by Gustavsson S., Runblom H., pp. 133-140.

Rząd nie uznał godki: To nie język, nie ma mowy! (Gazeta.pl Katowice, http://katowice.gazeta.pl/katowice/1,35019,7866126,Rzad_nie_uznał_godki_To_nie_język_nie_ma_mowy_.html#ixzz2RIE3N1aa, accessed: 2013/04/28).

Sadakane K., 2012, *Język lemkowski dzisiaj in Spotkania polonistyk trzech krajów -Chiny, Korea, Japonia-rocznik 2012/2013*, pp. 109-120.

The Slavonic Languages, 1993, ed. by Comrie B., Corbett G. G., London & New York.

Tambor J., 2008, *Mowa Górnolślązaków oraz ich świadomość językowa i etniczna*, Katowice.

Ustawa o mniejszościach narodowych i etnicznych i oraz o języku regionalnym (<http://isap.sejm.gov.pl/DetailsServlet?id=WDU20050170141>, accessed: 2013/04/27).

Wyniki narodowego spisu powszechnego ludności i mieszkań 2011. Podstawowe informacje o sytuacji demograficzno-społecznej ludności Polski oraz zasobach mieszkaniowych, (http://www.stat.gov.pl/cps/rde/xbcr/gus/PUBL_lu_nps2011_wyniki_nsp2011_22032012.pdf, accessed: 2013/06/09).

Zrzeszenie Kaszubsko-pomorskie (<http://www.kaszubi.pl/home>, accessed: 2013/05/04).

23 posłów chce nadania gwarze śląskiej statusu języka regionalnego (Gazeta.pl Wiadomości,

<http://wiadomosci.gazeta.pl/wiadomosci/1,114873,4467854.html>, accessed: 2013/04/27).

Фонтанський Г., Хомяк М., 2000, *Граматыка лемківського языка / Gramatyka języka lemковского*, Katowice.

Русинський язык, 2003, ed. by Magocsi P. R., Opole.

『言語学大辞典セレクション ヨーロッパの言語』1998, [編] 亀井孝 他, 三省堂

『言語学大辞典』6 (術語編) 1995, [編] 亀井孝 他, 三省堂

貞包和寛, 2013a, 『言語か、方言か、変種か — ポーランド共和国のレムコ語を考える —』(2013年3月29日、日本スラヴ学研究会口頭発表)

貞包和寛, 2013b, 『ポーランド共和国におけるレムコ人とレムコ語について』, 2012年度東京外国語大学修士論文 (未刊行)

関口時正, 2005, 「カシューブ 生き残った独自のスラヴ文化」『講座 世界の先住民族 ファースト・ピープルズの現在』6, 明石書店

三谷恵子, 2011, 『スラヴ語入門』, 三省堂

山本真弓他, 2004, 『言語的近代を超えて — <多言語状況> を生きるために —』, 明石書店

タンボル, 2011, 「上シロンスク人の言語とエスニック・アイデンティティ」『スラヴ学論集』14, 日本西スラヴ学研究会

註

- 1 *Ustawa o mniejszościach narodowych i etnicznych i oraz o języku regionalnym*, Duda (2006), p.116, Przybylska (2003), pp. 48-61 を基に筆者が作成。
- 2 ポーランド語諸方言については、ワルシャワ大学ポーランド学科が運営するウェブサイト *Gwary polskie* に詳しい。
- 3 なお、ポーランド共和国が本憲章を批准したのは2009年である。
- 4 *The Slavonic Languages* (1993), p. 756.
- 5 *Ibidem*, p. 759.
- 6 Duda (2006), p. 112.
- 7 Przybylska (2003), p. 53.
- 8 *Ustawa o mniejszościach narodowych i etnicznych i oraz o języku regionalnym*, p. 8 より、筆者訳。
- 9 しかしながら Tambor (2008), p.122 によると、シロンスク方言に現れる母音はすべて口母音であることが指摘されている。特定の音声的環境において母音が鼻音性を持つことがあるが、その場合に現れる鼻音性もかなり弱く、弁別に関与しているかは疑わしいようである。
- 10 マウオポルスカ方言にも、過去時制において *ch* [x] の音が現れる過去時制が観察される。*Encyklopedia języka polskiego* (1991), p. 21 ではこれらを、アオリストの痕跡として説明している。*ch* [x] 音が現れることから、いわゆるシグマアオリストの名残ではないかと推察される。
- 11 Przybylska (2003), pp.52-53, *The Slavonic Languages* (1993), p. 754-756, 『言語学大辞典セレクション』(1998), pp. 438-439 などを参照。また Duda (2006), p. 114 も、シレジア方言のコミュニケーションにおける有効性に疑問を呈している。
- 12 このような活動については、タンボル (2011) に詳しい。
- 13 *23 postów chce nadania gwarze śląskiej statusu języka regionalnego*
- 14 *Rząd nie uznał godki: To nie język, nie ma mowy!*
- 15 貞包 (2013b), p. 40.
- 16 現在のポーランド語の正書法で *ł* と書かれる音は、両唇・軟口蓋接近音 [w] であるが、歴史的には **l* であったので、この音対応は事実上、[lo] – [olo] の対応に等しい。

- 17 現在のポーランド語の正書法で rz と書かれる音は、歯茎摩擦音 [ʐ] であるが、歴史的には *r であつたので、この音対応は事実上、[re] – [ere] の対応に等しい。
- 18 上の註 23 と同じ理由から、この音対応は [ro] – [ere] の音対応に等しい。
- 19 Riger J. (1995a), p.14.
- 20 貞包 (2013b)
- 21 例えば Русинський язык (2003) や、三谷 (2011) など。
- 22 三谷 (2011), pp. 87-94.
- 23 これはレムコ語に限った話ではない。Majewicz, Wicherkiewicz (1998), p 54 に指摘されている通り、第二次世界大戦前のポーランドは多民族、多言語の国家であつたが、いわゆる「ヴィスワ」作戦による民族整理により、ポーランド国内のドイツ語圏(回復領土)もまた衰退したと言える。
- 24 2011 年の統計 (*Wyniki...*) に拠ると、シロンスク・アイデンティティの選択者は 81 万 7 千人であり、カシューブ・アイデンティティの選択者 (22 万 9 千人)、レムコ・アイデンティティの選択者 (1 万人) を大きく引き離し、マイノリティの中では数的に第 1 位の地位を占めている。
- 25 Duda (2006) でも、シロンスク方言に関して同様の指摘がなされている。